

美地方後方総務部長殿

二復艦第一八一號

昭和二十二年五月二十六日

復艦第二復艦局總務部長

各地方復艦局總務部長殿  
大漢地方復艦局總務部長殿

物件處理方針に関する件照會

第二復艦局保有特殊物件の處理に關し内務省で方針を決定し調査局長か  
ら各知事宛別紙 爲の送り連絡されているから各地方に於ける聯絡處理も  
本方針に従い實施のことに取計われない。  
例第二種物品の處理要領に就ては從來當局から貴方へ連絡してあつた態  
度と若干相異するが當方としては地方からの上申（照會）業毎に對し其  
の程度中央に於て調節を圖ることと致し畏いから含み置かれたい。

（別紙七部添）

配付

1/8 2/8 3/8 4/8 5/8 6/8 7/8 8/8  
下等 下等 下等 下等 下等 下等 下等 下等

（終）

海軍

0831

6-2

地方復員局

調査局

昭和二十二年五月十七日

各 知 事 殿

内 務 省 調 査 局 長



第二復員局所管特殊物件の處理について

第二復員局の機構縮小に伴ひ同局が保管使用中の特殊物件が相當餘裕を生じるので復員局今後の業務遂行上支障のない限度に於て内務省が保管轉換を受け一般の特殊物件と同様に之を處理することに付連合軍司令部の瞭解を得たので之に付左の通り處理方針を決定したから連絡する。

記

一、第一種需品（機雷、真主管の需品及び無線機器類を除く）

（舊海軍の兵器中直接戦闘に使用する武器ではないが、取扱を慎重にし調達を容易にするため兵器と呼稱したものである）

電機、電球類、掃海關係兵器、其他極めて雑多である

地方復員局長は第二復員局長の承認を経て地方長官に之を保管轉換する  
地方長官は直ちに其の品目及び数量を内務省調査局長に報告する  
調査局長は之を海運總局の指定するもの及び兵器處理委員會に拂下げ内諱を地方長官に連絡する。尙海運總局の指定するものに拂下げた分に對する代金の納入告知書は直接調査局に於て發行する。

二、第二種需品

（所謂消耗品類であつて極めて多種多様である。紙、鉛筆、釣床、蛇管帆布、日本文「タイプライター」教範、自轉車類から石鹼、食器類迄ある）

地方復員局長は第二復員局長の承認を経て地方長官に之を保管轉換する  
地方長官は直ちに其の品目及び数量を内務省調査局長に報告する  
調査局長は其の拂下先を決定し地方長官に連絡する。告知書は直接調査局に於て發行する。

0832

三、造修材料

(所謂船舶造修用としての規格材であつて鋼板、鋼棒、鋼管、銅管等である)

地方復員局長は第二復員局長の承認を経て地方長官に之を保管轉換する、地方長官は直ちに其の品目及び數量を内務省調査局長に報告する。調査局長は商工省と協議の上其の拂下先を決定し地方長官に連絡する。告知書は直接調査局に於て發行する。

四、衣糧類(衣服及糧食)

地方復員局長は第二復員局長の承認を経て地方長官に之を保管轉換する。地方長官は直ちに其の品目及び數量を内務省調査局長に報告する。調査局長は關係省と協議の上其の配分方針を決定し地方長官に連絡する、地方長官は右方針に従ひ特殊物件として之を處理する。

五、調度品その他

(机、椅子等の勤務用品其の他大部分の施設につき物の雜品類である)

地方復員局長は第二復員局長の承認を経て地方長官に之を保管轉換する、地方長官は一般の特殊物件と同様に之を處理する。

六、機雷長主管の第一種需品(汽海兵、鋼索等)

地方復員局長は第二復員局長の承認を経て地方長官に之を保管轉換する、地方長官は直ちに其の品目及び數量を内務省調査局長に報告する。調査局長は商工省と協議の上其の拂下先を決定し地方長官に連絡する。告知書は直接調査局に於て發行する。

七、無線機器類

地方復員局長は第二復員局長の承認を経て地方長官に之を保管轉換する、地方長官は直ちに之を逓信省一般會計に保管轉換する、

以上項目に亘り物品の經理は地方廳に於て行ふのであつて、告知書については一、二、三、六の項目に該當する品目については調査局、四、五の項目に該當する品目については地方廳に於て發行するものであるから爲念

0833 0832

物件整理委員會日程

第日(六月十日)

議題

陳述者

一 招換

調查部長(中央側)

二 現狀説明

出羽命合官(吳復)

三 拵下申請者兩三説明

委員會幹事(吳復)

四 現狀視察案

五 物件整理申請者下打合 関係者

第(二)日(六月十日)

一 下打合申請者

委員會幹事(吳復)

二 整理要領規定

関係者

三 招換

委員会者

委員(一) 吳復

復員廳

0834

吳地方復員局長

二復總第一八四號

吳地方復員局總務部長

昭和二十二年五月三十日

復員總第二復員局總務部長

横、吳、佐、舞、大阪各復員局長殿  
大湊、残務處理部 長 殿

二復保有物件の處理要領に關する件

一、本件は二復六番電に關聯する

二、首題の件は中央、地方宛物件處理委員會が設置されて以來内務省とも協  
議の結果原則的にG H Qの認可を受けて實施することとなり、自後各種  
の申請を提出すると共に銳意其の認可取附に努力中であるが、現在迄の  
經緯概要竝に見込等左記の通である

三、本件の實施に當つては特に左の諸件に留意あり度い

(1) 二復連第五九四號は第一種需品の放出に關する申請であると同時に二  
復保有の物件全部に對する原則的瞭解を得る爲の説明資料でもある。  
従つて右及第二種需品の申請に對し許可された一九四七年四月二十二  
日附の CAGA/CHI-3/337th 號 (860) の留意事項は第一種及第二種需

0835

品はかりを對象とするものではなく、二復保有物件全部に適用するべきである。

(四) 前號認可覺書中第2項は第2復員局は物件を内務省へ移管する毎に移管資材一覽表を當該地域の軍政部に提出を要する旨指示して居るが此の連絡は各地方復員局から直接軍政部へ行ふものとし而も確實に速達せしめるやう勵行あり度い。

尙之を機會に今後地方軍政部との連絡を一層緊密化することに努力あり度い。

(五) 右地方的報告と併行に中央に於ても移管資材一覽表の寫を極東海軍部隊指揮官へ提出せねはならないから寫三通を成るべく速に補給部長宛に送附を得度い。

但しこれ迄行はれて居た當局への物件處理報告は従前通勵行を期せられ度い。

(三) 中央に於て申請、認可を受けられた物件の「リスト」は大冊である爲其の都度寫を地方へ送付することが出来ない場合が多いけれども其の具體的處理法は夫々必要の間に訓令又は通牒されること従前通である。従つて各地方復員局としては右連絡に従ひ處理を進められは不都合は

無い、唯前各號の報告は訓令、通牒等に依つて移管を行ふものは勿論、地方的處理に屬するものでも今後の移管物資一切を含ましめることと了承された。、

内本件に關する國內處理は内務省から各地方長官宛に調査同一發第六六八號（二復線第一八一號で傳達済一を以て總括的に通知されて居るか）ら参照あり度い。

右にも關聯各府縣廳と連絡強化に就ては一層の努力を盡され度い。

記

- 一、二復線保有物件の處理全般に關し内務省、GHQ補給部及關係各省等と折衝の上三月十日附二復線第五九四號を以て極東海軍司令部に對し申請した。（申請書同封す）
- 二、四月四日附二復線第七一四號を以て大湊地方復員局の物件處理に關し申請した
- 三、四月十日附第二種需品全部の處理に關し二復線第七一三號を以て申請した。
- 四、第一、第三號に對しては CNF. / LJI-3/24 (88) 號 (875) を以て何れも一九四七年四月



二十二日附で認可された。

(CNFe/L11-3/33/A)

號(223)の日英兩文同封一

五、第一種需品の國內處理原則に關し五月二日附内務、運輸、二復の三省協定が成立した。

(協定文同封一)

六、五月十二日附二復連第八九三號を以て造修材料の處理に就き、又同日二復連第八八三號を以て掃海要具類の處理に關し申請した、之等に對する認可は近日中に得られる見込である

七、五月二十日附糧食類の處理に關し二復連第九〇六號を以て申請したが其の許可は既に五月二十二日附父附を受けた

(CNFe/L11-3/7/D)

(80)

號(1107)

の日英兩文同封一

八、被服類及懸用品等の處理に關する申請は準備中であるが近日中に提出の豫定である、これで二復保有物件の全部を一應終了し而も概ね原案通認可を受け得るものと期待して居る次第である

(終)



一九四七年四月二十二日（四一三三一四。一〇接受）

綴込番號 ONFE / L I I I 3 / J J / r b

繼續番號（八八〇）

發 極東海軍部隊指揮官（參謀長 NOWOバード）

宛 東京終戦連絡中央事務局

第二復員局保管補給品並に資材處分の件

關聯(A)一九四七年四月十二日附 O O L O O 書翰第一七一號 (P M 一)

B)一九四七年三月十五日附 O O L O O 書翰第九三號 (P M 一)

1 關聯文書(A)及(B)に計覽しある如く第二復員局資材を内務省に移管する事を認可す

2 内務省へ移管を行ふ場合には第二復員局は軍政當局が返還敵産報告中に挿入し得る様に當該地域に於ける地方軍政部隊に移管資材一覽表を提出すべきである。第二復員局は右移管資材一覽表の寫一通を極東海軍部隊司令官へ送附しなければならぬ。

3 第二復員局は周到なる注意を拂つて資材を審査し掃海完了及四ヶ國宛船舶の整備引渡に必要でない資材のみを移管すべきである。

一九四七年五月二十二日

ONFE/L二ノ三/rh(八〇)(一一〇七一)

發 極東海軍部隊指揮官(參謀長NWバード)

宛 第二復員局

經由 東京終戦連絡中央事務局

餘剩糧食處分の件

關聯(A) 一九四七年四月一日現在在庫食糧表

(B) 一九四七年四月四日現在處分すべき餘剩食糧の品名及數量

1 右關聯(B)の表を ComNavFile 宛提出せよ。右表には左を明記の事

(1) 終戦時元日本海軍の所有していたものの品名

(2) 終戦後第二復員局の入手したものの品名

2 終戦時元日本海軍所有の餘剩食糧は日本内務省に移管し民間の使

用に供して差支ない。

3 終戦後第二復員局の入手した餘剩食糧は其處を通じて入手した官

廳へ適當な計理により返還して差支ない。

(終)

昭和二十二年五月二日

内務省調査局長

海運總局船舶局長

第二復員局總務部長

不要第一種需品（舊海軍兵器）の處理に  
關する打合覽

第二復員局保管中の第一種需品にして不要となるものは成るべく速に内務省を通じて次のやうに處理する

一 船舶造修用竝に船用品として適當なるものは之を船舶公園又は海運總局の指定する團體或は會社に引渡す

二 右以外のものは兵器處理委員會に一括引渡す

三 右整理配分に關しては同右委員會及團體（會社）間の直接協議に依り立案せしむるも内務省、海運總局、二復は常に之が監督指導に任ずる

（註）

0841

(イ) 機雷長主管の需品（掃海具、錨索等）及無線機器類の処理に就いては數量の整理出來次第内務省、二海及關係各省間に於て、別途協議する

(ロ) 本處理の實行に當りては各主務機關と進駐軍司令部との接衝進捗状況と併行する如く留意する

（終）

0842

二復連第百九四號

昭和二十二年三月十日

第二復員局連絡部長

終戦連絡中央事務局總務部長殿

二復保有の物件處理に關し Commander Naval Forces, Far East.

の申請の件

書類に關し別紙の通り Commander Naval Forces, Far East. に申請の上差當り附表第一に附する内務省への移管の許可を得ることに取計はれたい。附表第二以下は但下屬審中であるから出來次第送付するから其の都度許可を申請のことに取計はれない。

追て本件は當局より直接 Commander Naval Forces, Far East. に對し詳細な

説明の說明してあるから含み置かれない。

(別紙送添) 為送付先 内務省調査局長)

(終)

0843

第二復員局保有物件の概況竝に  
之が今後の處理方針に就て

一 第二復員局の機構縮小竝に將來の閉廳に伴ひ現に第二復員局が保管  
使用中の物件類には相當の餘裕を生すべき見込である  
而して之等不要となるべき物件類は逐次に適正且迅速に處理を進めね  
ばならぬこと勿論であつて第二復員局としては滿年十月以來中央及各  
地方復員局毎に物件の調査處理委員會を設置して鋭意保有物件の品種  
數量竝に其の消耗狀況等の検討を續けて來たのであるが第二復員局の  
規模竝に作業等に關する今後の様相も略瞭見ざるに至りたる此の際  
保有物件の概況竝に今後の處理方針に就て我々の研究した成果を一括  
報告致し成し得れば本件に關する原則的承認又は何分の個指示を得度  
き希望である

二 第二復員局現保有中の物件には終戦後の調運品と舊海軍軍需品との  
二種類がある

而して調運品は糧食が大部分で其の他は數量も僅少であるし又之が調

達の経緯に見るも他の一般官廳の保有物件と何等の差異もないが閉  
噴時の處理法も問題はない

然るに舊海軍軍需品は元來終戦直後（一九四五―一九四六一月の交）に  
於て各部隊及地方機關から夫々詳細目録と共に一應進駐軍（第八軍又  
は第五艦隊）に對し引渡しを了したのであるが恰も復員輸送及掃海作  
業等を實施すべき指令に接したので之等に關係する船舶或に乗員等の  
運営に必要な最小限度の物件は進駐軍から内務省へ返還せられること  
なく其の繼第二復員局（當時海軍省）をして保管使用を續けしむる旨  
承認されたものである

從つて日本國內としての之が解釋は進駐軍から内務省へ返還されたも  
の（日本側では之を特殊物件と呼稱す）に準ずることとし我々は再配  
分を受けたもの又は新規調達品と同様に使用して來た次第である  
三 さて從來第二復員局の機械が縮少される毎に若干宛の物件に餘裕を  
生じたのであるがこの内特殊物件の再配分を受けた分については其の  
都度内務省へ移管し同省を通じて處分して來たのであるが餘裕を生じ  
た物件中には舊海軍軍需品を引續き保管使用したのもあるからその  
内には占領軍として當然關心を有する物件又は今後占領政策に別途の



用途を考慮される物件を含むかも知れぬ又二種自体に於ての物件の要否を査定し得るのはO・N・J以外には無い等である

一方日本國內現下の物資缺乏の情況は特に深刻であるので若し假りに之等の國內配分を許される場合は其の處理は飽くまで適正公明を期せねばならぬし而も其の配分を繞つて相當の國內的疑惑を伴ふことも豫期せねばならぬ

之等の諸點を考慮して今後の軍事需品の配分は原則的に先づC・N・Jの認可を得てから之を内務省へ移管し同省の主動性に依つて國內配分を行ふを適當と認める

勿論事務手續上は「ポルト」一本迄認可證を取り處理を進める等は其の繁に構えぬし又其の必要もないと思ふから適當な資料の整理と移管準備とが出来ぬし毎に一括認可を求むることとし此の間占領軍の方針、指示等を俟つて適宜な調整を加へて行き度い希望である

四 以下第二種員用環境保護中の物件の状況及今後不要となるべき見込等に斯き未だ数字的整理を了しない部分が多いけれども概ね次の五種類に分けて説明し併せて之等を日本國內としての適當な配分處理に關する意見を附加して見たい

(A) 第一種需品

(B) 第二種需品

(C) 造修材料

(D) 衣糧類

(E) 調度品其の他

(A) 第一種需品類

海軍兵器中直接戦闘に使用する武器ではないが取扱を丁重にし輿  
達を容易にするため兵器と呼称したものであつて眼鏡類、時計類、  
發電機、電救類、海軍関係兵器其の他極めて雑多である

之等は輸送船舶の「Landing」及海軍計畫の確定に伴ひ相當量の餘裕を  
生ずる見込であつて其の第一次として差當り他へ移管可能と認めら  
れる

品種、數量等は別表第一の通整項が出来た

之等の物品の大部は船舶用品として運送省海運線局へ、真空管のみ  
は遞信省へ夫々移管利用するのを適當とする又損品は一應内務省の  
兵器處理委員會に移して再生利用を圖るべきものと考へる

別表の外海軍兵器中の「Miscellaneous」類は未だ數量整理を了していないが

一五〇〇組（三〇萬米）以上を保有して居るから相當多量に放出可能の見込であり而も *Whetstone* 類は石炭増産用として又漁業、海運、林業用として極めて有用な資材となるので早急に整理を了して餘剩品を内務省に移管し之が活用を圖るを適當と認める

(B) 第二種需品

所謂消耗品類であつて極めて多種多様である、即ち紙、鉛筆、釣床、乾管、帆布、日本文「タイプライター」、縫紉機、自動車類から鍋、石鹼、食器類迄ある

又小數ではあるが贈答機、映寫機等もある

然し之等の品種、數量の在分整理を完了することは容易な事ではなく恐らく不可能に近いであらう、兎に角比較的輕易なものであることには間違ない故之等は全般の調査を俟ぶことなく整理出来たものから逐次個別的に処分して行くのを適當とする

而も之等の処分を一々中、央から指令することは困難なものが多いため特に重要なものの外は原則として次の業な方針に依ることを御察認ありたい

(1) 日本の國內問題として処理せしめること



但し特別のものは若干宛の餘剰を見込み得るから之等は現下の國內衣糧事情の逼迫にも鑑み出來得る限り速に民生に振り向けられるべきであらう

又其の品種、數量は目下別表第三及第四として整理中で未完成であるが大體次の様になる見込である

(1) 糧食に就ては

主食丈が一月一日現在で一萬人に對し九ヶ月分はあつたと思ふ唯日本各地で國消に補給する如く計畫するには若干の *Quinn's* を持たねはならぬ、従つて大體觀として大なる放出を目途するのは誤りである

然し副食物に於ては餘剰を生じた場合之を刻下の救済に充當し得る様に致し度いと研究中である、唯食糧の大部分は終戦後の調達品であることを更めて注意を喚起して置きたい

(2) 衣服に就ては

大體一萬人に對する補給用としては約一ヶ年分はあると思ふ、之等は船舶保衛員及掃海作業員補給の爲の最小限度を残して他は速に民生へ放出する様に研究致し度い

(四) 調度品其の他

机、腰掛、事務用品其の他所屬不明の雜品類であるが之等は大部分施設につき物である

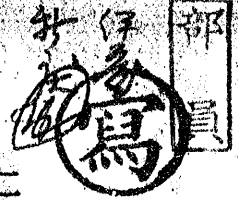
従つて之等をざんざん他へ持ち去ることは適當ではないけれども一部のものは修葺可能と認められる

然し此の物件も一々中央で指令するのは容易でないから總て國內問題として而も地方的處理に委す様に豫め許可して欲しい次第である

(終)

0851

総務部長



受地が復員局総務部長  
二復總第一九三號

昭和二十二年六月三日

各地方復員局總務部長  
大湊地方復員局總務部長 殿

物件處理方針中一部變更の件通知

二復總第一八一號で照會した調査局一發第六六八號による首題の件に關  
し五月二十四日附調査局一發第六九二號で左記の通り變更されたから了  
知ありたい

記

一、第二項 第二種物品

廣務部員  
局長は其の拂下方針を決定し、以下を「調査局長はその配分  
方針決定し地方長官に通知する。地方長官は右方針に従い特殊物件と

字の配分  
1/10 控 5/10 人 2/10 下邦  
2/10 補 5/10 益 2/10 岡山等  
2/10 竹 10/10 竹 10/10 竹  
2/10 竹 10/10 竹 10/10 竹

廣務主任

復員局第二復員局總務部長

六月三十一日

査閱 淨書 校合 奏布

三部一控

0852

付箋

六月二十五日  
三部一控再  
尚本件は  
白石事務  
持号



物件と  
の配分  
号  
件に  
關  
か  
ら  
了

0852



0852

付箋

二月二十五日附照令の二後送第九三号  
三封一拾再送する。

尚本件は七封一拾 當る補給部

白石事務習官が現況視察の際並るに

持参亦届け済のものである為念。

一 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部

0853

して之を處理する。」に變更。

二、第三項 造修材料

「調査局長は商工省と協諒の上其の拂下先を決定し」を「調査局長は之を運輸省海運總局の指定するものに拂下げ」に變更。

三、終局

「以上項目に亘り物品の經理は……」以下を「以上各項目に亘り物品の經理は地方廳に於て行うもので従つて代金の納入告知書については一、三、六の項目に該當する品目については調査局二、四、五の項目に該當する品目については地方廳に於て發行し七については特殊物件中逓信省一般會計に保管に換する逓信器材と同様の經理措置をとるものであるから爲念」に變更。

(終)

0854

昭和二十二年五月十七日

内務省調査局長

各知事殿

寫

第二復員局所管特殊物件の處理について

第二復員局の機構縮小に伴ひ同局が保管使用中の特殊物件が相當餘裕を生じるので復員局今後の業務遂行上支障のない限度に於て内務省が保管轉換を受け一般の特殊物件と同様に之を處理することに付連合軍司令部の諒解を得たので之に付左の通り處理方針を決定したから連絡する。

記

一、第一種需品（機雷長主管の需品及び無線機器類を除く）

（舊海軍の兵器中直接戦闘に使用する武器ではないが、取扱を慎重にし調運を容易にするため兵器と呼稱したものであつて眼鏡類、時計類、銃

電機、電球類、海軍關係兵器、その他極めて雑多である）

地方復員局長は第二復員局長の承認を経て地方長官に之を保管轉換する  
地方長官は直ちに其の品目及び数量を内務省調査局長に報告する調査局長は之を海運總局の指定するもの及び兵器處理委員會に拂下げ内辭を地方長官に連絡する。尙海運總局の指定するものに拂下げた分に對する代金の納入告知書は直接調査局に於て發行する。

二、第二種需品

（所謂消耗品類であつて極めて多種多様である。紙、鉛筆、釣床、蛇管帆布、日本文「タイプライター」紙類、自動車類から石鹼、食器類等ある）

地方復員局長は第二復員局長の承認を経て地方長官に之を保管轉換する  
地方長官は直ちに其の品目及び数量を内務省調査局長に報告する調査局長は其の品目を決定し地方長官に連絡する。告知書は直接調査局に於て發行する。

三、造修材料

(所謂船舶造修用としての規格材であつて鋼板、鋼棒、鋼管、銅管等である)

地方復員局長は第二復員局長の承認を経て地方長官に之を保管轉換する。地方長官は直ちに其の品目及び數量を内務省調査局長に報告する。調査局長は内務省と協議の上其の拂下先を決定し地方長官に連絡する。告知書は直接調査局に於て發行する。

四、衣糧類(衣服及糧食)

地方復員局長は第二復員局長の承認を経て地方長官に之を保管轉換する。地方長官は直ちに其の品目及び數量を内務省調査局長に報告する。調査局長は關係省と協議の上其の配分方針を決定し地方長官に連絡する。地方長官は右方針に従ひ特殊物件として之を處理する。

五、調度品其の他

(机、椅子等の事務用品其の他大部分の施設につき物の雜品類である)

地方復員局長は第二復員局長の承認を経て地方長官に之を保管轉換する。地方長官は一般の特殊物件と同様に之を處理する。

六、機警長主管の第一種需品(汽海兵、鋼索等)

地方復員局長は第二復員局長の承認を経て地方長官に之を保管轉換する。地方長官は直ちに其の品目及び數量を内務省調査局長に報告する。調査局長は商工省と協議の上其の拂下先を決定し地方長官に連絡する。告知書は直接調査局に於て發行する。

七、無線機器類

地方復員局長は第二復員局長の承認を経て地方長官に之を保管轉換する。地方長官は直ちに之を通信省一般會計に保管轉換する。

以上項目に亘り物品の經理は地方廳に於て行ふのである。告知書については一年三六の項目に該當する品目については調査局(四五)の項目に該當する品目については地方廳に於て發行するものである。

中逓信省一般會計に保管轉換する通信器材と同様の經理方式とするものあり

局長

事務部長

部長

事務部長

各地方復員局 総務課長 殿

二復總第二〇四號

昭和二十二年六月十三日

復員總第二復員局總務部

各地方復員局總務部長  
大崎地方復員局 殘務整理部長

餘剩資材の處理に關する件通知

首題の件に關し別紙寫の通り調査局一發第七八九號で内務省調査局長から通知があつたから了知ありたい

なお調査局一發第六六八號及び同訂正は五月二十六日附二復總第一八一號及び六月三日附二復總第一九三號で送付済である

庶務部員

別紙七部添

字送付先

二復總第一八一號

1/8 控	2/8 人事課	2/8 下掛
2/8 庶務課	2/8 総務課	2/8 法務課
3/8 調査課	3/8 大行課	3/8 新設課
		3/8 資料課

(終)

1/8

6-28

0857

調査局一發第七八九號

昭和二十二年六月十日

内務省調査局長

第二復員局長 殿



第二復員局餘剩資材の處理について

標記の件につき、別紙の様處理致すことになつたので、御諒知されたい  
尚五月十七日附一發第六六八號を以て各地方長官に通知してあるにつき爲  
念。

追而左記事項は速かに措置せられたい。

一、現在迄に地方廳に保管轉換手續済のものは青森縣大湊地方復員局の掃  
海具第一種掃品、第二種掃品燃料、襪服並びに神奈川縣、大阪府、京都  
府、長崎縣各地方復員局の第一種掃品等みであるが其他のものであつて  
保管轉換可能のものは至急地方復員局から地方廳に保管轉換の手續をと

0858

られたい。

二、地方復興局から地方長官に保管轉換されたものについては別途賈局より直ちに調査局に連絡されたい。

右は處理の迅速を期する上に必要なので確實に實行される様特に依頼する。

三、地方復興局より地方長官に保管轉換する場合は、必ず別紙記載の項目（第一種需品、第二種需品等）に分つて、手續をとられたい。單に品目數量のみを記載して保管轉換をされると處理方針を適用するのは困難を來すので此の點は各地方復興局に充分<sup>徹</sup>底を圖られたい。

0859



各地之復員局

二復總第...大務

昭和二十二年九月十八日

廣務主任

局 復

給務部長

復員局長

部員

横須賀

吳

佐世

舞鶴

各地方復員局總務部長殿

大津地方復員局總務整理部長殿

第二復員局總務部長

二復保有物件處理に關する参考資料送付の件

終戦連絡地方事務局長會議の説明資料として別紙を

作製したから二復保有物件処理の参考として共に送

付する場合は各現地軍政部への説明用等に利用される

(別紙六部添)

廣務部員

送付先

人

下掛

(終)

2/8 廣務部員會大分掛 給 復員局長印

0860

昭和二十二年六月十日

復員局第二復員局總務部

第二復員局保有物件の概況に之が今後の處理要領に就て

首題の件に關しては第二復員局は元來引揚輸送及船舶保管掃海等の業務を行ふため之等に對する補給道修等を実施し所要物資を所有して居たが此等業務も今年一杯か過れても來年三月を以て終了する見込がつき機構縮小に近き將來の閉鎖に應ずる爲迅速に且適正に立案處理を進める必要があるので内務省とも種々協議の結果一應 G H Q、G<sup>4</sup> (SUPPLY DIVISION) に對し口頭説明の上了解を求むる所があつた、而して G H Q の意向も二復保有物件の要否に處理等に關する査定は O N P の主動性に俟たねばならぬから先づ O N P の申請認可を得て第二復員局としては石の趣旨に従つて情況報告に處理に轉する各般の措置を進めたのであるが其の概況は次の通である。

一、第二復員局は調整資料出來次第逐次左の要領に依つて O N P へ申請書を提出すると共に其の都度所要の説明報告等に努めた。

(1) 一九四七年三月十日附二復連第五九四號 (今年三月十五日附 O H O 警翰第九三號 (P M)) を以て保有物件全般の概況を説明報告すると共に差當り第一種掃品類のみの一部を内務省へ移管の認可を受ける爲之を終運を通じて O N P へ申請した。

(2) 大湊地方復員局の閉鎖に伴ひ全局保有の物件全部の處理に關し四月四日附二復連第七一四號 (四

0861

月十一日附。F.O. 書翰第一七〇號 (P.M.) を以て同様に申請した。

(イ) 第二種需品全般の處理に關し四月十日附二復連第七二三號 (四月十二日附。F.O. 書翰第一七一號 (P.M.)) を以て同様に申請した。

(ニ) 五月十二日附二復連第八九三號 (五月十九日附。F.O. 書翰二一五號 (P.M.)) を以て造修材料の處理に關し、又全日附二復連第八八三號 (五月十五日附。F.O. 書翰第二一二號 (P.M.)) を以て掃海要具類の處理に關し同様に申請した。

(ホ) 糧食類の處理に關し五月二十日附二復連第九〇六號 (五月二十二日附。F.O. 書翰第二一九號 (P.M.)) を以て同様の申請した。

(ヘ) 五月二十八日附二復連第九三六號 (五月三十日附。F.O. 書翰第二二三號 (P.M.)) を以て仮城鎮及用度品類の處理に關し同様の申請した。

三、前號の各申請に對する O.N.R. の措置に關し左の通りである。

(イ) 第一種需品及第二種需品類の移管申請に對しては C.A.F. / F.I.I.-3 / J.J. / R.H. (880) 號を以て認可された。

但し同時に移管器材の一覽表 (我々は之を需品類に限定することなく今後移管すべき一切の物に通用する) のと了解して居る) を各現場の軍政部長 O.N.R. に報告するを要する旨の指示を付けて居る。

(ロ) 大湊地方復興局の物件處理に關する申請に對しては O.N.R. / F.I.I.-3 / J.J. / R.H. (80) (875) を以て申請承認可された。

0862

(一)糧食運の處理申請に對しては、N.F. Ellis & J.F. Rh (co) (Lion) を以て認用され同時に舊軍需品と新規運品との處理區分をも明示されて居る。

(二)其の他の物件即ち掃海關係器具、造修材料及被服用度品等の處理申請に對する認可は未だ下附されて居ないけれども近日中に交附のことに豫約せられて居る。

三石の如く認可を受けたものの處理は内務省其の他と協議を盡した上夫々之を地方機關に移して處理を進めることに着手又は準備中であり、今後認可を受くる物に對しても全く同様である。

將來と雖も復員關係員の縮減及掃海に舊海軍艦艇の同航等の作業運涉に伴ひ保有物件に餘剩を生ずるの見込を得次第其の都度 O.N.P. の認可申請を受けて物件處理を適正に而も迅速に之を終了致し度い希望である、何となれば第二復員局の存續は長期を豫期出来ないからである。

四二復保有物件の今後の處理方針は概ね前述の通りであるが之を實際に圓滑を實行を期する爲には猶相當の問題がある。

即ち日本國內の中央機關間の連絡を特に密接ならしめるのは勿論のこと更に連合軍各地方軍政部隊に現地軍に對する日本側各機關からの報告連絡等が適時適切に行はれなければならぬ、第二復員局としては一方日本政府各機關との連絡に努め他方各地方復員局をして各地方の運送軍の關係の向に克く連絡に努めしめ以て保有物件の一日も遅かなる適正處理を實施すべく凡有努力を致し度考慮して居る。

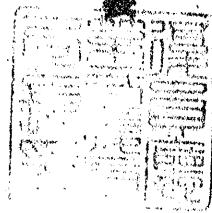
ワシ復

復二第 四四五号

昭和二十二年六月二十六日

復員廳第二復員局長

各地方復員局長殿



部員

總務部長

局長

局長

局長

局長

庶務部員

地方復員局保有物件處理要領の件中訂正の件照會

昭和二十一年十月二十二日附復二第三三四号首題の件別紙中中央物件

處理委員會の部を別紙のように改める。

(別紙一葉添)

庶務主任  
22.6.10  
17

海軍

6-30  
0864

(別紙)

(一) 中央物件處理委員會

第二復員局長					委員長	
資料整理部長	人事部長	經濟部長	補給部長	總務部長	委員	
	扶助課長 人事課長 石川・相良	會計課長 山内・和田	衣糧班長 力根 吉川・木山・木山	需品班長 總田・白石・入谷	造修課長 高橋・相原・福井 掃海課長 松・叔 管船課長 阿部 總務課長 小・岡	文書課長 高橋 委員 輔佐

0865

復員第二八號

昭和二十二年七月十五日

吳地方復員局長 矢牧 章



總務部長

庶務部長

各課長

吳地方復員局物件管理委員會編制を別紙の通り改める

(別紙添)

(發)

職員

Handwritten notes in Japanese, including "本件は更なる検討を要する" and "各課長に通知す" (Notify each section chief).

0866





局

総務部長

庶務部長

文書部長

部員

局内第三七八號

昭和二十二年七月十五日

庶務主任

27.10

吳地方復員局物件處理課長

手書き署名

0868

地方復員局物件處理課事務の職務分擔を左の通り定める

幹事	任	務
幹事長		<ul style="list-style-type: none"> <li>一 全般に關すること</li> <li>二 主として物件處理の案書に關すること</li> <li>三 委員命との連絡に關すること</li> </ul>
渉外課長		<ul style="list-style-type: none"> <li>一 特殊物件（除舟艇）の引渡に關し主務官職との交渉に關すること</li> <li>二 右に關聯する事務に對する連絡報告に關すること</li> <li>三 幹事長補佐</li> </ul>
高山課員		<ul style="list-style-type: none"> <li>一 一般書類、資料の整理保管に關すること</li> <li>二 渉外課長補佐</li> </ul>

河野部員	需品課長	衣織課長
一 舟運の賦課引渡に關すること 二 幕給事項	補給部關係需品賦課に關すること	補給部關係衣織賦課に關すること

(終)

0869

IE/WAC/68

IE 0108

4 August 1947

**SUBJECT:** Use of Building  
**THROUGH:** Hiroshima Prefectural Liaison Office  
**To :** Governor of Hiroshima Prefecture  
**Attention:** Director of Hiroshima Finance Bureau

1. The building located at the Naval Submarine School, Otake, used by the Hiroshima High School is being vacated.

2. We recommend that the said building be used by Ogata-mura as a school building.

T.N. CLOWARD  
Lt. Col., AC  
Commanding

0870





1 冊 〇 一 〇 八 號

昭和廿二年八月四日

廣島軍政隊長  
陸軍中佐 T・M・タロワード

廣島財政局長氣付  
廣島縣知事殿

建築物使用ニ係ル件

大竹海軍潜水學校内ニ在ル廣島高等學校ニ使用サレテキル建築物ハ近  
ク直進カレントシテキル  
本軍政部ハ小方村ガ該建築物ヲ使合トシテ使用スベキコトヲ勸告スル  
モノデアアル

以  
上

0873

昭和二十九年三月

昭和二十九年三月十八日

竹秀納

地方漫遊る臨時事務局長

才三漫遊る臨時事務局長

保存物子調査に要する押送金

本井井長物子調査処理要旨を明瞭に示し保存

物子調査に際しての注意を述べらるる

（本井井長）  
本井井長物子調査に際しての注意を述べらるる

（本井井長）  
本井井長物子調査に際しての注意を述べらるる

（本井井長）

也

(竹秀納)

0874

海軍



成務

総務部長

中

種別	品名	数量	単位	備考	倉庫	備考	数量	単位	備考
下士官軍服	下士官軍服	55	着				55	着	
兵卒軍服	兵卒軍服	1	着				1	着	
全	全	56	着				56	着	
全	全	1	着				1	着	
全	全	57	着				57	着	
全	全	1	着				1	着	
全	全	58	着				58	着	
全	全	1	着				1	着	
全	全	59	着				59	着	
全	全	1	着				1	着	
全	全	60	着				60	着	
全	全	1	着				1	着	
全	全	61	着				61	着	
全	全	1	着				1	着	
全	全	62	着				62	着	
全	全	1	着				1	着	
全	全	63	着				63	着	
全	全	1	着				1	着	
全	全	64	着				64	着	
全	全	1	着				1	着	
全	全	65	着				65	着	
全	全	1	着				1	着	
全	全	66	着				66	着	
全	全	1	着				1	着	
全	全	67	着				67	着	
全	全	1	着				1	着	
全	全	68	着				68	着	
全	全	1	着				1	着	
全	全	69	着				69	着	
全	全	1	着				1	着	
全	全	70	着				70	着	
全	全	1	着				1	着	

兵隊服第九師ノ軍大

被服物品在庫高報告（七月一日現在）

七月三日

0875 7-4

半	毛	夏	特	毛	夏	新	現	就	防	防	就	毛	下	全	就	就
毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛
下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27

0876

細	上靴	組	1式入		1式入	1式入	
略	靴		1式入		1式入(2)	1式入	
△	底附履		1式入		1式入	1式入	
靴	下		1式入		1式入	1式入	
△	履		1式入		1式入	1式入	
靴	足履		1式入		1式入	1式入	
靴	夏靴		1式入		1式入	1式入	
士	官外	個	1式入	1式入	1式入	1式入	
下	士官外		1式入		1式入	1式入	
雷	雷外		1式入	(10)	1式入	1式入	
防	寒外		1式入		1式入	1式入	
雨	衣		1式入		1式入	1式入	
甲	毛布		1式入		1式入	1式入	
乙	毛布		1式入		1式入	1式入	
綿	襪		1式入		1式入	1式入	
厚	油		1式入		1式入	1式入	
前	履		1式入		1式入	1式入	
特	手袋		1式入		1式入	1式入	

0877

洗滌石鹼	草	被服	帶	絹青色巻胸絆	衣	襪	手拭	毛織襟巻	胴衣	腹巻	腰合敷	防敵用手袋	航空夏手袋	釣座敷	並敷
疋	疋	組	個	組	疋	疋	疋	疋	疋	疋	個	疋	組	疋	個
四三八疋	一〇〇〇疋	五三五	四〇	九五五六	五〇五八	五〇〇一	九五	五八四	五三五	三九三	一八五	一一	三九	五三八疋	五五
	一〇〇〇														
		(四〇八)	(四〇)	(八八八)	(一〇〇〇)	(五〇〇一)	九五	(五八四)	(一〇〇〇)	(三九三)	(一八五)	一一		(五三八)	(五五)
四三八疋															

備考

特殊物件及特殊物件欄中括弧のない数字は新品を、括弧内の数字は再用品を示す  
 其他(遺納物品)欄中洗滌石鹼を除いては大部分使用不能品(腐蝕程度)である

昭和二十二年六月二十三日附

宛 陸軍省 COMNAVFE N.W.バート参謀長

陸軍省中隊連絡員事務局宛

カニ復保管物件処理ノ件

参照 (a) CLO文書 No.ニ三三(PM) 昭和二十二年五月三十日附

一、關聯文書(a)ニ依り提案セラレタルカニ復保管物件(衣服及

事務用品)ノ処理案ヲ承認ス

二、資料ヲ民用ノ内務省へ移管スル場合ハ地方軍政部陽

へ資料ニ關スルリスト及報告ヲ提出スベシ

原 補給( ) 受取( )

補給( )

弁元

手印

(終)

0879